

「常用点数早見表（診療所用）」2018年4月版 正誤及び追補 (2018.3.23 現在)

※厚労省による追加通知・告示により、本書による解説内容が変更となる場合があります。

頁	訂正箇所	誤	正														
3	㊸表「項目」欄の上から12行目	認知症 患者 地域包括診療料(基)	認知症地域包括診療料(基)														
5	表中「項目」欄、下から12行目を右記に差し替え	<table border="1"> <tr> <td>ハイリスク妊産婦連携指導料(届)</td> <td>1</td> <td>1,000</td> <td>月1回</td> <td>ハイリスク妊産婦連携指導料(双方診療情報提供料(I))</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2</td> <td>750</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	ハイリスク妊産婦連携指導料(届)	1	1,000	月1回	ハイリスク妊産婦連携指導料(双方診療情報提供料(I))	○	×		2	750					
ハイリスク妊産婦連携指導料(届)	1	1,000	月1回	ハイリスク妊産婦連携指導料(双方診療情報提供料(I))	○	×											
	2	750															
7	下から16行目、C003の加算欄	…在宅療養 充実 加算1(届)+110、在宅療養 充実 加算2(届)+75 …	…在宅療養 実績 加算1(届)+110、在宅療養 実績 加算2(届)+75 …														
8	表中「医師」欄の「包括的支援加算」	包括的支援加算 (※4の患者が対象)	包括的支援加算 (※5の患者が対象) 編注：欄外に※5を追加 ※5の患者とは、以下(1)～(6)の状態をさす。ただし、管理料の「月2回以上(※3の患者の場合)」の区分を算定する場合は、算定できない。 (1) 要介護2以上の状態又は障害者総合支援法の障害者支援区分2以上の状態 (2) 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さのために、介護を必要とする認知症の状態 (3) 頻回の訪問看護を受けている状態 (4) 訪問診療又は訪問看護において注射又は喀痰吸引、鼻腔栄養の処置を受けている状態 (5) 介護付有料老人ホーム、認知症対応型グループホーム、特別養護老人ホーム、障害者支援施設等の看護職員が配置された施設に入居し、医師の指示を受けた看護職員による処置を受けている状態 (6) その他関係機関との調整等のために訪問診療を行う医師による特別な医学管理を必要とする状態														
19	上から2行目	㊸心大血管疾患・脳血管疾患等・運動器・呼吸器リハビリテーション料(届)	㊸心大血管疾患・脳血管疾患等・ 廃用症候群 ・運動器・呼吸器リハビリテーション料(届)														

最新の正誤表については、保団連 HP (<http://hodanren.doc-net.or.jp/>) でも紹介していきますので、ご確認ください。